

神奈川県海区漁業調整委員会候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第8条の規定に基づき、神奈川海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）の決定に当たって、関係者からの参考意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、神奈川県海区漁業調整委員会候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 知事の求めにより、委員候補者の選定基準を設定するにあたり、参考意見を述べること
- (2) 知事の求めにより、推薦又は募集に応じた各委員候補者の活動歴等の確認をし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により委員候補者の選定にあたり参考意見を述べること

(選定委員)

第3条 選定委員会に、選定委員を置き、次の者をもって充てる。

- (1) 神奈川海区漁業調整委員会会長
- (2) 神奈川海区漁業調整委員会事務局長
- (3) 神奈川県漁業協同組合連合会代表理事長
- (4) 農林中央金庫関東業務部長
- (5) 学識経験者
- (6) その他知事が必要と認める者

(参考人)

第4条 選定委員会は、必要に応じ参考人から意見を聞くことができるものとする。

(任期)

第5条 選定委員の任期は、委嘱の日から知事が神奈川海区漁業調整委員を任命する日までとする。

2 選定委員が欠けた場合における補欠の選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、神奈川海区漁業調整委員会会長をもってあてる。

- 3 副委員長は、神奈川海区漁業調整委員会事務局長をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(書面会議)

第8条 委員長は、真にやむをえないと認められる場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(秘密保持)

第9条 選定委員は、委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、環境農政局農政部水産課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。